

# 会報

第 130 号

◇エッセー

その1 挑戦されている日本の大学 筑波大学長 阿南 功一  
その2 つくば大学院大学の夢

■諸会議議事要録

第1 常置委員会  
第2 常置委員会  
第1 常置委員会・第6 常置委員会合同会議  
学術情報特別委員会  
教養課程に関する特別委員会  
大学院問題特別委員会  
医学教育に関する特別委員会  
教員養成制度特別委員会

■要望書

人事院勧告の取り扱いに関する要望書

## 国立大学協会

平成2年11月

# 会報

平成2年11月 第130号

第40卷第4号通巻第130号

国立大学協会

●エッセー

- その1 挑戦されている日本の大学 筑波大学長 阿南 功一 .....5  
その2 つくば大学院大学の夢

【事業報告】

■諸会議議事要録 (平成 2 年 7 月～ 9 月)

- 第 1 常置委員会 (8.7) .....11

「大学審議会大学教育部会における審議の概要 (その 2)」について  
国立大学の役割と今後の課題について

- 第 2 常置委員会 (8.8) .....12

全国盲学校長会からの申入れについて  
私費外国人留学生の入学者選抜上の問題点について  
入学者選抜における色覚障害者の取扱いについて  
「平成 3 年度国立大学入学者選抜における留意事項 (案) について」  
について

- 第 1 常置委員会・第 6 常置委員会合同会議 (8.27) .....14

国立大学財政の問題について

- 学術情報特別委員会 (7.9) .....16

著作権審議会第 8 小委員会 (出版者の保護関係) の報告書について  
複写権センターとの今後の協議について

- 学術情報特別委員会 (8.9) .....17

複写権問題について

教養課程に関する特別委員会 (7.28) .....	20
「教養課程教育の改善に関する実情調査」の結果の取りまとめについて	
委員長の交代について	
委員の退任と補充について	
教養課程に関する特別委員会 (9.17) .....	21
「教養課程教育に関する実情調査——資料集——」のまとめについて	
大学院問題特別委員会 (8.31) .....	23
大学審議会大学院部会における審議の概要(その2)等について	
前回委員会以降の経過報告	
医学教育に関する特別委員会 (9.3) .....	25
報告事項	
医(歯)系大学院に関する諸問題について	
委員の選出について	
諸 会 合 (平成2年7月～9月末までの開催会議) .....	28
<b>【要 望 書】</b>	
人事院勧告の取り扱いに関する要望書 .....	29
<b>【そ の 他】</b>	
学長等の異動 .....	30

編集後記

その1

## 挑戦されている日本の大学

臨時教育審議会、つづいての大学審議会が議論を重ねそれぞれ答申（後者は中間的経過報告の段階）を出している中には、わが国の教育の在り方を考え直して諸改革を進めるようにとの提言が多く含まれているが、それらは現実との妥協で中途半端な点があることも否めない。

一般に、改革は諸事万端が行き詰まって、それ以外に救う方途がなくなってしまうことが多い。手遅れになればなるほど大変な混乱を経て改革までの間の損失も大きい。これが人間社会の常かもしれない。歴史が示すように、敗戦や革命が政治、社会、経済(産業)、教育などの制度を変革させてきた。平和裡に改革を行うことは既得権を失うグループからの反対が強く、よほどの強いリーダーシップをとる指導者がいないことには一向に進まない。大げさに言うならば、人類は行き詰まりを暴力的革命や戦争でもって結果的に打破してきたが、その際の犠牲は測り知れぬほど大きかったのである。私はその意味でソビエトにおけるペレストロイカが非暴力的にどの程度までに、またどの位の速さで進むのかに大きな関心をもって推移を見ている。

本題に入るに先立って、教育の役割の中の情報の獲得について考えてみようと思う。話しコトバによる情報交換は人類が生まれるとともに存在したのであろうと推察される。しかしながら、文字の発明は人類の歴史の長さと比較するとごくごく最近のことで、数千年前までしか遡れない。文字の発明の正確な年代のことよりも、文字は教育と学習によってのみ世代から

---

世代へと伝えられ得るもので、そのためには大層な努力が必要なことである。羊皮紙、竹簡などに書かれたものは保存状態が良ければ何千年の間そのまま残るであろうが、文字伝達が何十世代、何百年もとだえてしまうと、後世の言語学者の大変な努力なしには判読し得なくなる。余りにも当たり前のことを述べているのではあるが、識字率を高く維持する（初等）教育は、その国の情報の相互伝達を全国民の間に拡げ、産業活動のための不可欠な INFRA STRUCTURE となるものである。従って近代国家が築かれる創始期には（初等）教育の普及にどの国も大きな努力を払ってきた。

明治維新の時のわが国の識字率は決して高くなかった。読み書き算盤の塾や寺子屋は、京、江戸、大阪や城下町に限られていたに違いない。わが国では、幕藩体制から近代国家体制へ移行し、かつ、欧米に学ぶ必要から、小学校では今日いうところの国語、算数、地理、歴史などを課し、やがておそらく非常にゆっくりではあるが新聞、雑誌、書籍を通しての情報伝達が普及してゆくようになった。貧しい農民や労働者が人口の大部分を占めていた戦前のある時代までは、新聞購読者の数もさほど多くはなかったに違いない。第二次世界大戦に入る頃には中等学校入学者数もふえ、小学校の高等科へも沢山進学するようになった。ここでも、しかし、国内外のことに関する情報の大部分、特に系統的基礎知識は、学校教育を通じて与えられ、学びとられていた。

ラジオ、ついでTVの普及が戦後目ざましく進み、むしろ情報氾濫に育ってきた戦後生まれの世代にとって、もし小中高校の教科書が、また教室

---

における授業の方式が、もし明治以来のそれらと余り変わらないとすれば、学生、生徒の学習意欲を繋ぎ止め難くなるであろう。TVその他のメディアによる情報は、その時々に関心事を中心にするため、それらによって得られる知識には偏りがあり、濃淡も様々である。しかし、上手に活用すれば学習意欲を高め得るに違いない。医学を例にとれば、多数の疾患を臓器別に系統的に詰め込むのと、代表的ないし基本となるような病気にとどめて、あとは実際の患者についてケース・メソッド式に覚え学んでゆくとの違いに似てはいまいか。

ところで、わが国の大学教育は、私には、もしかすると大学当事者も行政当局も知らず識らずの間に初中高教育の延長のようなことをしてきたのではないかとの思いと反省を禁じ得ない。昨今のように同一年代の約40%が大学・短大へ進んでいて、多人数授業形式が主となっている現状では止むを得ないかもしれない。

昨年末の大学審議会の論議を承けて私どもの大学でも教官らとの懇談会を開いたりしているが、中には今までの通りでどこが悪いのか、一般教育もそれなりに役立っているという意見も一部にはあった。私はむしろこれからの10年~20年先を考える時に、今日までの高等（大学）教育の普及が戦後日本の経済復興にも大役を果たしてきた成功感は逆に21世紀へ向けての改革に対する内面的抵抗となり、改革を遅らせることを危惧する次第である。ソビエトのペレストロイカが約70年間の国民大衆にとっての情報鎖国と特権官僚政治の末に、市場経済一つをとっても自由市場経済下での生活体験がないことから、どうすればよいか戸惑っているといわれている。

---

わが国の教育界，その中の一つの大学においても先進国の大学との間の自由競争にさらされないままである間に，優秀な学生は，学部あるいは大学院段階で外国に行き，替わって留学生がそこを埋めることになるかもしれない。

前に述べた，多面的な学問情報が得やすくなってゆくと，大学の先生の授業は学生によって比較され，選択されるようになるであろう。無理に出席，試験，単位で縛ろうとすると第2次学生紛争が起こるかもしれない。学外での有償単位取得では得られない何かのプラスを大学は学生に対しても社会に対しても明示することを迫られよう。具体化しつつある学位授与機関は学士からやがて修士，博士に及んでゆくと思われる。学力と研究能力の一回の審査による授与は——この途を絶対鎖すべきでもないが——われわれに学校におけるスクーリングの特長は何かを再考させるよい機会である。大学を取り巻く社会の状況，特に情報化時代の環境は，われわれに対し過去の成功に安住することを許さない挑戦となっている。



## その2

### つくば大学院大学の夢

---

敢えて「つくば」と平仮名にしたのは先年研究学園都市が市にまとも平仮名の「つくば市」となったからである。そして，わざと夢としたのは法制上も特別立法でもしない限り実現は難しいと考えられるからである。



---

以下に私の個人的構想を述べさせて頂くこととする。

この独立大学院は、つくば市とその周辺の国立大学、国立研究機関、民間の研究所からなるものである。とは言え、機関として自動的に参加できるものではなく、上記の産官学の研究スタッフの中から審査を経た上で有資格者が大学院学生の教育と研究指導に当たる。大学院大学本部は主としてソフトウェア的な面を取り扱うだけで、研究施設、設備は既存の各研究部局ないし部門がそのまま活用されるものとする。特に重要と私が考えている点は、大学院担当教官（教授、助教授相当）はすべて5年前後の任期制とし、勿論再任は差し支えないとするなどの点である。資格の（再）審査には必ず外部の学識者が十分な発言権をもって参加することも不可欠である。大学や研究所において業績評価の試みがなかなか進んでいない理由は評価の結果をどう反映させるかがとくに公務員に関しては明確に目標化しにくいからである。大学院担当の資格を得ること、また資格を維持することは研究者ないし教育者としての一般的身分にさらにプラスされるプレステージであるから、資格を時に失うことがあっても降格や減俸とはならず、不利益処分のクレームは生じないと思う。既設、既存の大学や研究所の上に当該機関所属の大学院を設置すると上述の定期的再審査は行うべくしても行いがたいから、大学や研究所からは浮いて存在する大学院大学が望ましいと考えた所以である。

官民の研究所が蝟集している日本で初めての研究学園都市の地の利を活かすことは今やほぼ先進諸国に経済的に追い付いた時機という点では、時の利である。優れた研究者が多く集まっていることは、人の利(?)であ

---

る。

外国からの学者，教育関係者の来訪は大学だけではなく，各研究所でも多い。私が応接した限りでも，殆んどの来訪者は，折角研究所が集まっているからには研究協力はどう行われているか？ 学生，大学院生の教育にとってのメリットは？ との質問が投げかけられる。

大学も，官民の研究所も，それぞれの設立目的を有し（多分法規的に明記），大学院への参加は狭い解釈に固執すれば難しいかも知れない。しかし，研究業績を挙げている研究者が他の研究所や大学の有資格者と協力して若い研究者を育成してゆくことは，当該研究所にとっても決してマイナスではないはずである。しかも地理的に近く，往復の時間も大したことはない。

以上，構想の趣旨を述べたに過ぎず，大学院学生に関する学則など技術的（？）な点は本題の夢を実現しようとする時に趣旨に沿うよう専門家が考えてくれるであろう。官僚は得てして性悪説的に悪用を心配したり，他の同じようなものとのバランスに気配りしすぎる。それならば，中国や韓国に経済特区があるように筑波特区としての立法措置がとられてもよいであろう。

私ども関係者は夢は夢として，少しでも地の利と人の利を活かすべく，現行法規下で実現できそうなことから始めるための計画を進めようとしている。埼玉大学と理化学研究所間の大学院はよき先例であり，何年も前から抱いていた夢が全くの絵空事ではないと感じている。

# 事業報告

## 【諸会議議事要録】（平成2年7月～9月開催会議）

### 第1 常置委員会

日時 平成2年8月7日（火） 10：30～13：00

場所 国立大学協会会議室

出席者 新野委員長

伴，花輪，河野，菅野，長倉，川島，将積，高田，三分一，久保田，池田各委員

下沢，青柳，坂本各専門委員

（文部省）加藤企画課長

新野委員長主宰のもとに開会。

初めに，委員長より次のように述べられた。

「大学審議会大学教育部会における審議の概要（その2）」については，すでに各委員にお送りしたので，ご検討いただいたことと思うが，6月の総会で取り纏めた国大協の「意見」はこの「審議の概要（その2）」に配慮され，財政問題についての措置等の文章表現が加っている。

本日は文部省加藤企画課長に出席願っているので，この「審議の概要（その2）」の内容についてご説明いただき，質問等があれば伺い，そのあと本委員会としての取扱いを検討したい。

なお，大学審議会大学教育部会の今後の日程は，10月に関係機関のヒアリングを行い，明年春には最終報告を行う予定と聞いている。国大協としては「審議の概要（その2）」について秋の総会で意見を取り纏めることになろう。

〔議事〕

#### 1. 「大学審議会大学教育部会における審議の概要（その2）」について

加藤企画課長より，配付資料「審議の概要（そ

の2）」に基づいて，次の各項目について説明があった。

#### ○ 大学教育部会「審議の概要（その2）」

##### I 大学教育改善の基本的考え方

- (1) 大学への期待
- (2) 大学教育改善の方向
- (3) 大学教育改善の方策

##### II 主要事項についての審議の概要

- (1) 大学設置基準の大綱化等について
- (2) 大学の自己評価について

#### ○ 大学院部会「審議の概要（その2）」

- (1) 学位制度の見直しについて
- (2) 大学院の自己評価（省略）

#### ○ 学位授与機関に関する審議の概要

- (1) 学位授与機関の必要性
- (2) 学位授与機関の役割
- (3) 学位授与機関の位置付け等

以上の説明のあと，次の点に関して質疑と意見交換が行われた。

#### ○ 見直される「博士」の英訳について

#### ○ 一般教育の位置付けに関連する一定枠設定

について

- 国立大学に望まれる財政的努力の方法について
- 医学部・歯学部における進学課程の存廃について
- 一般教育担当教員と専門教育担当教員の固定化の解消による教官定員の帰趨について
- 講座制と学科目制の差異とその解消について
- 教養部の改組転換の在り方について
- ティーチング・アシスタント活用の財政的裏付けについて

(企画課長退席)

ついで委員長より、「審議の概要(その2)」について本委員会の意見を取り纏めるには、各大学の意見を伺う必要があると思うが、その提出期限を何日にするかご意見を伺いたいと述べられ、意見交換の結果、各大学又は学長の意見を9月末日までに提出するよう文書で依頼し、期限までに提出できない場合は、11月の国大協総会に意見が纏められるよう10月中旬までに提

出をお願いすることが了承された。

なお、国大協の意見とは別に、大学又は学部から大学審議会宛に直接意見書を提出することも妨げないことが確認された。

## 2. 国立大学の役割と今後の課題について

委員長より次のように述べられ、了承された。

前回の大学審議会への意見書にも別紙〔「国立大学の役割と今後の課題」(昭61.11.12)第1常置委員会〕を参考資料として添付したが、この事柄とも関連して、現在、第6常置委員会においては、国立学校特別会計に関しての調査・検討を行っている。

また、石田前委員長の提起された「陽の当たらない研究分野に関する問題」もこれに関連するので、来る8月27日の第6常置委員会との合同会議終了後、打ち合わせ会を開き、これらの問題の取り扱い方をご相談したいので、ご検討おき願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第2 常置委員会

日 時 平成2年8月8日(水) 13:30~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 末松委員長

小林、福士、伊藤、久佐、吉田、太田、青野、武田(代理:羽場学生部長)、

潮木、巽、出口、田中、浅田、迎、松浦、光永各委員

松井、金子、猪岡各専門委員

(大学入試センター) 田保橋副所長

末松委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員に就任された伊藤宮城教育大学長及び今村鹿屋体育大学長(欠席)、ならびに武田委員の代理として出席された三重大学羽場学生部長の紹介があった。

〔議 事〕

### 1. 全国盲学校長会からの申入れについて

このことについて、委員長より次のように述べられた。

全国盲学校長会大学進学対策委員会の松原委

員長より、5月14日付文書をもって、第2次試験の事前協議及び点訳に関する要望があった。

その要望の趣旨は、「事前協議」を特に期限を定めずに通年受け付けるようにしてほしいこと、試験問題の点訳を新たに設立する「全国盲学校長協会入試点訳事業部」を介して点訳要員を派遣するようにしたい、ということである。

事前協議の問題に関しては、昨年、全国高等学校長協会特殊学校部会山賀理事長からの要望に基づき本委員会として検討のうえその取扱いを各大学に連絡したが、それとの関連で今回の要望をどのように取扱えばよいかご意見を伺いたい。

ついで協議が行われた結果、先の連絡と内容的に矛盾しない範囲で、先方の意向に沿って、身体に障害を有する入学志願者との事前協議について、特に視覚障害の入学志願者から早期に協議の申込みがあった場合においては、各大学において速やかに善処していただきたい旨を「平成3年度国立大学入学者選抜における留意事項」に追記し、各大学に周知することとした。

## 2. 私費外国人留学生の入学者選抜上の問題点について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

私費外国人留学生の入学者選抜について、大学入試センター試験の受験を免除の上、一般入試を課した場合、国立大学を3回受験できることになるが、これは、一般受験生との均衡上問題ではないか、との意見を出された向きがあるので、これについてご意見を伺いたい。

ついで、協議が行われた結果、この件については、外国人留学生の特殊性と、そのような事例が必ずしも多くはなく他への影響も少ないこ

と、等から、当面は、特別な扱いも止むを得ない、との結論となった。

## 3. 入学者選抜における色覚障害者の取扱いについて

このことについて、委員長より次のように述べられた。

去る6月総会における席上、国立大学の中で色覚障害を入学許可要件にしているところがまだあるので、何らかの改善の方途を検討してほしい旨発言があった。色覚障害者の入学制限の問題については、以前、本委員会で検討し、大幅な緩和ないし撤廃の方向で検討していただきたい旨各大学に依頼した経緯（国立大学における入学者選抜に際しての色覚障害者の取扱いについて（依頼）」昭和61年5月15日国大協総第69号）があるが、これの対応方についてご意見をお伺いしたい。

ついで、協議が行われた結果、国立大学・学部の色覚障害者に対する入学制限は、その後大幅に改善されてきているものの、一部でなお入学制限等が行われているので、本委員会として各大学に廃止ないしは大幅に緩和する方向で、引続き見直しをすすめていただくよう、改めて依頼することとするともに、「平成3年度国立大学入学者選抜における留意事項」にもこの旨記載することとした。

## 4. 「平成3年度国立大学入学者選抜における留意事項（案）について」について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

各大学が学生募集要項を作成する際の参考に資するため、例年本委員会において「入学者選抜における留意事項」を作成しているが、今回

もこれの平成3年度版を作成のうえ各大学に送付することにいたしたい。ついては、配付のとおり「平成3年度国立大学入学者選抜における留意事項」(案)を準備したので、ご審議いただきたい。

なお、ただいまご審議いただいたとおり、視覚障害の入学志願者との事前協議に対する善処方及び色覚障害の入学制限等の見直し、を「留意事項」の「1. 出願」の(5)の後段に書き加えることとしたい。

ついで、「平成3年度国立大学入学者選抜における留意事項(案)」の平成2年度との変更点について、配付資料をもとに説明があったのち、審議が行われた。その結果、若干文言を修正したうえ原案が了承された。

なお、「留意事項」は、公立大学にも関係することであるので、同原案について公大協に協議し、その結果、何らかの意見等があった場合には、その取扱いを委員長に一任することとした。

以上の議事があったほか、委員長より、公立大学協会の入試制度委員会・教育制度特別委員会(平成2年7月23日開催)において、平成3年度入試及び平成4年度入試等に関して確認された事項について配付資料をもとに報告があり、また、大学入試センター田保橋副所長より、配付資料をもとに、「平成2年度国公(私)立大学入学者選抜実施状況」、「平成3年度大学入学者選抜入試センター試験説明協議会実施状況」等について説明があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第1常置委員会・第6常置委員会合同会議

日 時 平成2年8月27日(月) 10:30~12:30

場 所 学士会館(神田)320号室

出席者 (第1常置委員会)新野委員長

伴、下田、関、花輪、河野、菅野、長倉、川島、将稔、早川、三分一、久保田、田代、池田各委員

下沢、遠藤、青柳、坂本各専門委員

(第6常置委員会)高橋委員長

東野、渡部、細谷、馬場、松村、竹内、林、高安、大井、加藤、尾上、西田、高橋(克)、木村、中内、糸賀各委員

一宮専門委員

(「大学の財政運営に関する基礎的研究」担当者)田原、黒羽、潮木、金子各委員

開会にあたり、高橋委員長(第6常置委員会)より次の通り挨拶があった。

本日の合同会議は、国大協総会でもお話し、各委員のご了解を得て開催させていただいた。第6常置委員会関係の出席者が多いこともあり、私が司会をさせていただくのでご了承願いたい。第6常置委員会は、大学財政に関する問題を検討するため、馬場委員の属する宇都宮大

学から昨年度文部省へ科学研究費補助金を申請していただいた。幸い「大学の財政運営に関する基礎的研究」を課題として採択され、本年度より2年間調査研究を行うことになった。本日は研究担当者にもご出席いただいているので、忌憚のないご意見を伺えればと思っている。

ついで高橋委員長より、本日出席の研究担当者の紹介があり議事に入った。

## 〔議 事〕

### 1. 国立大学財政の問題について

初めに、高橋委員長より科研費による調査研究に当る「大学財政基盤調査研究委員会」の構成、科研費の申請から採択までの経緯並びにその調査研究に当ってアンケート調査及び聞き取り調査を行うこと、そのためにはその調査項目に関わる「国立大学の在り方」について第1常置委員会との意見交換が必要になったこと、などの説明があった。

ついで馬場委員（大学財政基盤調査研究委員会委員長）より、去る6月14日、7月20日及び21日に開催した「研究委員会」及び「打ち合わせ会」の議事要録に基づき、調査の趣旨、方法等について説明があった。

さらに各研究担当者より、調査するに当たり、国立大学のイメージ、存在意義について共通理解を持つこと、及び国立大学の民間資金受入れの理念を明確にすることの必要性が述べられ、特に第1常置委員会の意見を求められた。

引きついで、新野委員長（第1常置委員会）より次のように述べられた。

本委員会として意見を纏めていないので、ここでそれを述べることはできないが、敢えてお答えするとすれば、昭和61年11月12日に第1常置委員会から「国立大学の役割と今後の課題」として纏めたものがある。

以上の説明ののち、概ね次の意見交換があった。

- 国立大学の役割は、昭和61年11月の第1常置委員会見解と基本的に変更はないと思う。

- 調査計画に資金の流れをミクロに調査する際、雇用の問題、研究機材の購入等の状況を調査に含めていただきたい。

- 日本の高等教育の水準維持向上を図ることをこの調査の基本方針としていただきたい。又、その中で大学院の占める比重が大きいことも考えに入れてほしい。

- 調査実施をする上で、設置形態の問題、更に大学評価の問題はどうあるべきか、も重要課題といえる。

- 当校費の増額を望む声は高いのは事実である。しかし、いずれは制度的改革は必要であり、そのためにも事態を十分認識し、基礎的知識を明確にしておく必要がある。その意味でも、今回の調査は意義がある。

- 国立大学といっても大規模大学から単科大学まで多様であり、国立大学の役割といっても、一率にはいかないのではないかと、しいて纏めれば抽象的なものになろう。

- 現在、国立大学の財政は切迫している。時間をかけて調査するのは別に当面の対応策を考えてほしい。

- 大学審議会では設置基準の大綱化、弾力化を提言しているが、大学の教育・研究を活性化するためには、何よりも財政上の改善が効果的であることを訴えていく必要がある。

以上のような意見交換ののち、高橋委員長より、今後もこのような会議を開くこともあると思うので、その際にはご協力をお願いしたい旨述べられ、合同会議開催についてお礼の挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 学術情報特別委員会

日時 平成2年7月9日(月) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 小林委員長

藤川, 鈴木, 黒田, 後藤, 末松, 角田, 太田, 林, 三分一, 安藤各委員

浅野専門委員

井上臨時専門委員

(文化庁) 工藤著作権課長, 萩原調査係長

小林委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 新たに就任された委員, 専門委員について, 次のとおり紹介があった。

委員	鈴木 邁	千葉大学教授 (総合情報処理センター長)
〃	末松 安晴	東京工業大学長
〃	角田 稔	電気通信大学長
〃	三分一政男	山口大学長
専門委員	浅野 次郎	東京大学附属図書館 事務部長

### 〔議 事〕

#### 1. 著作権審議会第8小委員会(出版者の保護関係)の報告書について

初めに委員長より, 次のように述べられた。

去る5月14日開催の本委員会を取り纏めた「大学における文献複写と著作権の問題についての見解」は, 6月1日の理事会に提出し, 了承を得て6月12日の国大協総会に報告し, 承認された。この報告までの過程で, 多少の字句の修正を行ったことをご了承願いたい。

総会后, 文部省の学術情報課, 文化庁の著作権課へこの「見解」を提出した。その後6月22日に, 「著作権審議会第8小委員会」から出版者の保護関係についての報告書が提出されたの

で, 本日の委員会に工藤著作権課長にご出席願ひ, この報告書についてご説明をお願いすることにした。

ついで, 同課長より, 「報告書」を取り纏めるまでの背景, 経緯について述べられた後, その内容について, 配付資料「著作権審議会第8小委員会(出版者の保護関係)報告書」(平成2年6月)に基づいて, 第1章; 出版(特に出版物の複製利用)の実態等, 第2章; 現行法制による出版者の保護, 第3章; 外国の立法例及び国際機関における検討, 第4章; 出版者の法的保護等の説明があり, 終りに, 複写権センター設立について理解と協力の要請があった。

以上の説明について, ①改正法案の提出時期, ②著作権と複写権の関係, ③研究者である著者と学・協会との契約関係, ④広く読まれることを望む研究論文筆者の複写に対する考え方, ⑤米国における調査研究のための「公正使用複写」の我が国への適用, ⑥営利, 非営利別概念の導入, ⑦法解釈のグレーゾーンへの対応, ⑧図書館間サービスの複写の取り扱い, ⑨電子出版の取り扱い, ⑩複写使用量の推定方法, 等の質疑応答, 意見交換があった。(文化庁出席者退席)

#### 2. 複写権センターとの今後の協議について

初めに委員長より, 次のように述べられた。



日本複写権センター設立発起人会設立代表者から国大協会長宛に、複写に関する問題について話し合いの機会を持ちたい旨、配付資料のとおり申し入れがあった。会長からその対応を本委員会に任されたが、いかが取り計らうかご協議願いたい。

この件について協議の結果、6月12日の「大学における文献複写と著作権の問題についての見解」を先方に送った上、8月9日（木）に次回委員会を開き、その席に出席願うことが了承された。

### 3. その他

#### (1) 第36回国立大学図書館協議会総会について

黒田委員より、6月28日、29日の両日にわたり熊本市内において開催された総会の議事内容のうち、本委員会に関わる次の事項について説明があった。

- 1) I Lシステムに関する学術情報センターへの申し入れについて
- 2) 同協議会の学術情報システム特別委員会及び国公立大学図書館協力委員会の日本

複写権センターへの対応について

- 3) 文部省への要望書（図書館施設・設備の整備充実、図書資料、新メディア購入費、学情ネットワークの拡大と関連機器の整備等）について

#### (2) 第6回国立大学情報処理センター協議会総会について

鈴木委員より、6月27日お茶の水女子大学で開催された総会の議事内容について、次の事項の説明があった。

- 1) 平成2年度学術情報システム予算について（文部省説明）
- 2) 学術情報流通の拡大方策（学術情報ネットワークの整備、学内LANの整備、データベース作成・提供の充実、大学図書館複写サービスシステムの確立）
- 3) 平成3年度概算要求における公共投資10ヶ年計画の影響

なお、林委員より、スーパーコンピュータの調達、職員増の問題、管理運営上の問題等について補足説明があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 学術情報特別委員会

日 時 平成2年8月9日（木） 13:30～16:00

場 所 学生会分館（本郷）8号室

出席者 小林委員長

藤川、鈴木、末松、角田、太田、林、三分一、安藤各委員  
浅野専門委員

小林委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本委員会が複写権問題について検討を行い見解を表明するに至った経緯が述べられた後、本日の委員会に日本複写権センター設立発起人会の関係者をお招きした旨報

告があり、引続き学術情報特別委員会委員の紹介があった。

ついで、日本複写権センター設立発起人会側より、次のとおり自己紹介があった。

椿 孝雄	設立発起人会実行委員会副委員長	
須田 了	設立発起人会実行委員会副委員長	
野々村 敏	〃	実行委員会委員
五味 俊和	〃	実行委員会委員 長代行
原田 丈夫	〃	事務局
樋口 清一	〃	〃

〔議 事〕

1. 複写権問題について

初めに委員長より、6月12日総会で承認された「大学における文献複写と著作権の問題についての見解」は前もって日本複写権センター設立発起人会にお送りし、委員会としての考えはお伝えしてあるので、まず、設立発起人会側からこの「見解」に対するご意見並びに同センター設立の進捗状況などを伺いたい旨述べられ、ついで、同センター設立発起人会側からセンター設立準備の動きと「見解」に対する考え方について概ね次のような説明があった。

- (1) 設立発起人会は一昨年秋に発足し、企業関係、大学図書館関係等と話し合いの場を設けて意見の交換をしてきた。この間、本年2月には予備申請書を提出し、現在定款のチェックなど調整段階にあるが、この詰めが終わると、本申請書提出の運びとなり、発足は明年4月を予定している。
- (2) センターの業務内容は、著作権のうち複写に関する権利をできるだけ広くセンターに集中し、出版物を複写利用する大学、企業等の組織に対して、著作権法に基づいて若干の使用料を頂くなどの契約を結び、適法な複写が円滑に行われるよう図ることである。すでに企業等との話し合いを始めており、国大協と

も話し合いをお願いしたいと考えている。

- (3) 図書館における文献複写サービスについては、著作物の一部分又は一定期間を経過した定期刊行物など著作権法に明示されているものもあるが、法律に明確に規定されていない図書館間サービスあるいは来館以外の方法で図書館資料を利用する場合が問題として残されている。
- (4) 大学内における学術研究のための複写は「私的使用」の範囲に入れるべきであるとする意見の強いことはかねて伺っていたが、これについては、著作権法第30条の「私的使用」を厳しく見れば、大学における研究は含まれないというのが法律専門的な解釈であると理解している。この点については話し合いすることが大事なことと考える。
- (5) 「見解」には、国際的な視野に立って考えるべきであるとの指摘があり注目しているが、諸外国の例は多様であるので、基本的にはベルヌ条約（9条2項）に依拠するのが妥当と考える。
- (6) 複写利用する立場からは公正使用や私的使用の範囲を問題にされるが、著作権者の権利を不当に侵害しない配慮が必要であり、その観点から、複写利用を合法的にする拠り所を作ろうとするセンターと、利用者の立場に立つ国大協との話し合いによってセンターの社会的役割を果たせるよう努力したいので協力願いたい。
- (7) センターの取り扱う出版物は全てを予定しているが、当初は、自然科学、社会科学、人文科学関係の文献、美術関係の出版物から取り扱いを開始し、逐次他の著作物に広げていきたいと考えている。複写について許諾を与える対象は、一般企業、行政機関あるいは大

学、図書館、更に一般のコピー業者が考えられ、その許諾のガイドラインについては各団体と話し合うことにしており、国大協に対して許諾の範囲等について専門的な話し合いの場を設けることを提案したい。

- (8) 複写の使用料は、現段階では1頁当たり2円を考えており、支払い方法は年間定額方式又は包括的な許諾方式を考える等ユーザーの便宜を図ることにしている。支払われた使用料は事務費を差し引いて著作権者団体と出版者団体に半々に分けることを考えており、分配の基準、計算の根拠を検討しているが、今の事業計画では個々の著作権者及び出版者への配分は数年先のことになると予想する。

以上の説明について、各委員から、大学における研究のための複写を「個人使用」の範囲に含めない解釈に異議が述べられたほか、疑義を生じかねない「複写権」という用語、国内における海外文献複写の対応、国際間のバランス、学術情報ネットワーク活動に対する配慮、学・

協会の対応状況、等について意見交換があった。  
(日本複写権センター設立発起人会関係者退席)

ついで、委員長より、次のように述べられた。

日本複写権センターの設立については、6月22日に著作権審議会が出版者に報酬請求権を与える報告書を認め、新聞の論調も同センターの設立をサポートしている状況にあるので、いずれ設立認可があるものと思われる。その対応が必要になると考えるが、先ほどの設立発起人会側の説明にあった双方から委員を出して専門委員会的なものを設けたいとの提案についてご検討願いたい。

このことについて、種々協議の結果、現段階では本委員会として「見解」を纏めるに止め、基本的な見解に相違がある以上、実務的な専門委員会の設置には賛成し難いとの結論になり、同センターに文書でこの旨伝えることとし、文案は委員長に一任された。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 教養課程に関する特別委員会

日 時 平成2年7月28日(土) 10:30~12:00

場 所 学生会分館(本郷)6号室

出席者 久佐委員長

竹内, 上原, 新野, 木村各委員

坂井, 堀, 夏目, 植村, 立田各専門委員

久佐委員長主宰のもとに開会。

初めに, 委員長より次のように述べられた。

一昨年秋に当委員会が公表した「教養課程の改革」の中の改善例の記載を補強する意味で, 本年1月に「教養課程教育の改善に関する実情調査」を各大学に依頼していたところ, 86大学から資料の送付があり, 82大学からはアンケート回答を寄せていただいた。(平成2.7.27現在)これをどのような形で整理するか, その方針, 方法について専門委員会を2回開き検討し調査結果報告の構成案を作成したので, これをご審議願ひ, ついで次期委員長の選出をお諮りしたい。

〔議 事〕

### 1. 「教養課程教育の改善に関する実情調査」 の結果の取りまとめについて

このことについて, 委員長より次のように述べられた。

調査結果の取りまとめに当っては, 主観的な考えを加えず, 調査結果の客観的な集計を行うことを原則とするが, 大学での利用の便を図るためには若干整理する必要があると考えた。まず, 送付された資料等から, 基礎データ(大学規模, 学生・教員数), 履修基準, 開設授業科目並びに「改善調査報告書」のまとめを本体とし, さらにアンケート回答から, 大学の教養課程教育の特色や改善の方向その他の意見を整理することとし, 配付資料のように, 調査結果報告の

構成案とともに, アンケート項目に基づくまとめ(案)を作成した。専門委員会ですとめたこの案についてご意見を伺いたい。

ついで, 各専門委員より若干の補足説明があった。

以上の説明について, 主として次の意見交換があった。

- 大学審議会の審議状況からみると, できるだけ早期に発表されることが望ましい。
- 資料集として各大学を紹介すると回答のない大学は欠落するので, 総合研究大学院大学を除く未提出の大学には, 連絡をとり確認しておく必要がある。
- 各大学毎の集計は賛成であるが, 誤解を避けるため, この調査の目的はあくまでも各大学の参考に供するところにある旨を明示する必要がある。
- 各大学で特色とするものも, 相当一般化している場合があり, また, 工夫された新しい制度, 授業形態について, 実質は同様でも大学によって呼称が異なることがある。これはまとめの際に取扱いを検討する必要がある。

概ね以上の意見交換が行われたのち, 委員長より次のように述べられ, 了承された。

本日のご意見を踏まえて, 提案した構成に沿って「報告書」を作成する。資料を纏めるに当たって, 基礎データが必要なので, 各大学に追加

調査を依頼することをご了承願いたい。

## 2. 委員長の交代について

久佐委員長は、本年10月31日で学長任期満了となり退任されるので、それに伴う次期委員長の選出が行われ、協議の結果、竹内委員（埼玉大学長）が委員長に選出された。

## 3. 委員の退任と補充について

畑中委員（東京大学教授）より健康上の理由で退任したい旨申出があったので、これを了承した。後任補充については、他の欠員補充と併せ後日検討することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 教養課程に関する特別委員会

日 時 平成2年9月17日（月） 13:30～15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 久佐委員長

竹内、上原（代理：米田静岡大学教養部長）、新野、木村、高橋各委員  
坂井、堀、浅野、夏目、植村、立田各専門委員

久佐委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、上原委員の代理として出席の米田静岡大学教養部長の紹介があった。

〔議 事〕

### ◎ 「教養課程教育に関する実情調査——資料集——」のまとめについて

初めに、委員長より次のように述べられた。

調査纏めの基本方針は、前回申し上げご了承を得たように、委員会としてのコメントを加えず客観的な形で、各大学からの提出に基づく回答を載せることを目標に、専門委員の方々に別紙資料集（案）を作成していただいた。前回までに未提出の大学にあっては、その後の問合せで、提出のあった大学を加えた。短時日で作業を進めたため、まだ形式が整っていないが、ご了承願いたい。ついては、前回以後の整理、追加箇所について、各担当の専門委員から説明していただきたい。

ついで、各専門委員より概ね次の説明があった。

（坂井専門委員） 配付してある資料は、かなり多い分量となっているが、この3分の1程度に減量することとしている。その理由は、各大学の特色を紹介するに当って不明な箇所もあり、再度各大学の履修案内を基に、一般教養並びに基礎教育科目について調査してみた。その結果を資料集に載せることを試みたが、当初考えていた主旨と離れたものとなりかねないので、アンケートに則した形で、特色を紹介することにした。

（浅野専門委員） 外国語科目について3つの柱を立てた。①必修・選択の制度に関するもの ②教育内容・方法に関するもの ③担当者の制度などに関するもので、それぞれに主旨を説明した文言を載せ、該当する大学名を付けた。

（植村専門委員） 保健体育科目について、全体を13項目に分類し、特徴とされるものを載せて、保健と実技、理論と実技の両面から整理した。①健康科学教育の重視 ②医学部教官、医師及び保健管理センター関係者担当による授業開設 ③心身障害者対象特別コースの設置 ④理論、実技及び健康診断結果の有機的関連性

の重視 ⑤体力別グループ分けによる授業開設  
⑥実技集中履修方式 ⑦生涯教育、生涯スポーツの導入 ⑧野球スポーツの導入 ⑨開講種目数の充実による選択制及び選択幅の拡大 ⑩1年・2年次間での実技種目の重点配分履修方式  
⑪1～4年次、大学院生の4年一貫教育 ⑫運動処方コースの設置 ⑬スポーツの面白さと芸術的身体表現の基礎教育、等アンケートに基づいて特色として挙げられるものを載せ大学名を付した。

(夏目専門委員) 総合コース・セミナーを調査して分かったことは、各大学で授業科目について多様な名称を使用している一方、同じ名称を持っていても内容が異なる場合があることである。なお、総合科目、セミナーそれぞれの改善の方向、並びに両者を関連させた方向での改善事例を載せた。

(立田専門委員) アンケートIV-2に対応する、教養課程教育の今後の主要な改善の方向と特色では、回答のあった大学は90校、その内未検討あるいは、検討中を含めて改善の方向の各項目に具体的な回答がなかった大学は23校、他は何らかの形で検討を開始している、又は、改善を行っている。回答をみると、各大学の改善方向が多岐にわたっているため、項目を限定し整理するのは難しかったが、一応項目ごとに纏めてみた。(イ)一般教育科目について、従来の人文、社会、自然の3分野にわたる履修方法を一層充実発展させる (ロ)総合科目を中心とした一般教育の充実を図る (ハ)セミナーを中心とした一般教育の充実を図る (ニ)外国語を中心とした教養課程教育の改善を試みる (ホ)保健体育科目

について新しい方向を試みる (ヘ)例えばコア科目など従来の方法に因わない方法の開発を考える (ト)教養課程教育と専門教育とを融合させる方向で改善を試みる、等に分け、更に項目を細分化して、各大学の特色を記してみた。自由意見では、各大学の意見を端的に表示してみた。単科大学は総合大学に比べ、改善が比較的着手しやすい傾向があったので、単科大学に見られる共通性(特色)として(1)一般教育の現状 (2)一般教育の改善の方向、の2項目に分け纏めてみた。

以上の説明があったのち、主として次の事項について意見交換があった。

- 資料による、単科大学と教養部のカリキュラム比較について
- 多様な回答分析における、基準の大綱化の傾向
- 一般教育科目の固定化による問題点
- 教養部、専門学部が共に基本に戻って、それぞれの在り方を議論し直す意義について
- 体育の正しいトレーニングによる実技と、知的な面の人間教育を身につけることの重要性
- 自己評価における、情報公開について

引き続き委員長より、ご了承が得られれば、各専門委員に最終纏めをお願いし、次期委員長に確認していただき、間に合えば11月2日開催予定の理事会に提出したい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

# 大学院問題特別委員会

日時 平成2年8月31日(金) 13:30~16:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 高橋委員長

藤井, 前川, 関, 津田, 太田, 浅田, 土山各委員

下沢, 宇賀治, 馬上各専門委員

(文部省)加藤企画課長

高橋委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、本日出席の文部省加藤企画課長の紹介があった。

〔議事〕

## 1. 大学審議会大学院部会における審議の概要(その2)等について

委員長より、本日は加藤企画課長にご出席いただいているので、先ず「大学院部会における審議の概要(その2)」についてご説明いただき、ご意見、ご質問等があれば伺うことにし、前回委員会以降の経過報告については、後ほどにしたい旨述べられた。

ついで、同課長から大要次の説明があった。

大学院部会は、昨年7月第1回の審議纏めをして公表、その後各方面からの意見を聞きながら審議を進め、去る7月30日の総会において第2回の審議纏めを報告公表した。10月にはヒアリングを行うなど今後さらにご意見をいただき、明年2月頃最終的な答申を纏める運びになる。大学審議会報告は、次の3部から構成されている。

- 大学教育部会における審議の概要(その2)
  - 大学院部会における審議の概要(その2)
  - 大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要
- 大学院部会では、総会から示された検討事項

のうち、学位制度の問題、評価の問題が審議されており、重点的整備、大学院学生の処遇の問題等が残された課題として今後審議を進めていくことになる。(以下、「大学院部会における審議の概要(その2)」及び「学位授与機関に関する審議の概要」の次の項目について説明があった。)

### I 学位制度の見直しについて

#### (1) 学位制度見直しの必要性

- ①学位授与の円滑化
- ②学術研究進展への対応

#### (2) 見直しの具体案

- ①学位の表記
- ②設置認可との関係
- ③学術博士の取扱い
- ④実施時期

#### (3) 博士の学位の見直しの際併せて講じられるべき施策

### II 大学院の自己評価について

- (1) 自己評価の必要性及び制度化
- (2) 自己評価の実施方法
- (3) 自己評価の実施体制
- (4) 自己評価の結果の利用
- (5) 自己評価項目

### III 学位授与機関の必要性

### IV 学位授与機関の役割

- (1) 短大・高専の卒業者等で一定の要件を満たした者への学位授与

(2) 高等教育段階の学習機会に関する情報の提供

(3) 大学以外の高等教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者に対する学位授与

#### V 学位授与機関の位置付け等

また、残された課題である大学院の整備充実の在り方等の検討については、内容的に高等教育計画部会との関係が深いため、同部会と調整をとり乍ら明年4月以降の答申となる予定である。

なお、今回の「審議の概要」の最終報告があった後、これを実施に移すには、学位授与機関、学士号を学位として位置付ける等が法律改正を必要とし、大学設置基準、大学院設置基準、学位規則等の改正が省令事項になる。

以上の説明について、主として次の事項について意見交換があった。

- 学際的又は新分野に限らない学術博士と各大学で考える名称の博士とのオーバーラップについて
- 学位授与機関が学士号授与のみならず、博士号まで波及させる疑問について
- 大学院レベルを自負している他省庁の研究所における博士号授与の問題点について
- 学位授与条件としての組織的、体系的な教育を行う機関の認定について
- 他省庁設置の大学校が学校教育法に基づく大学と異なる目的をもつことによる取扱いの相違について
- 設置した場合の学位授与機関における論文博士の取扱いの有無について
- 学位の授与は、教育と深く関わる前提に立って授与するもので、単なる審査だけの問題

ではないこと

(加藤企画課長退席)

## 2. 前回委員会以降の経過報告

委員長より次の説明があり、了承された。

「審議の概要(その1)」については、各委員のご意見を踏まえて本委員会としての意見を纏め、6月1日の理事会に提出した。理事会では、国大協としての見解でもあり、慎重に進めるため急遽各大学に意見照会(6月末締切)し、纏めは会長、副会長、委員長に一任された。6月12日開催の国大協総会では、各大学に意見照会中ではあったが、大学院部会の審議のまとめが切迫したので急ぎ、これまで寄せられた意見、総会で開陳のあった意見等を踏まえ会長、副会長とともに国大協の「意見」を作成し、6月27日大学審議会に提出した。事前に委員会のご了解を得られなかったが、この間の事情をご了承願いたい。

なお、各大学から寄せられたご意見を別紙のとおり各項目に分け整理集計したので、ご参考までにご覧いただきたい。

## 3. その他

委員長から、現在、各大学長宛に「審議の概要(その2)」の意見を照会しているが、大学審議会のヒアリングが10月中旬に予定され、11月の総会では、国大協の意見を纏めることになると思うので、10月初旬に委員会を開催して、寄せられた意見を基にご審議願うこととし、その審議のために、次回までに本日の意見等を勘案の上、下沢、宇賀治両専門委員に「意見」の原案を纏めていただいてはどうかとの提案があり、異議なく了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。



## 医学教育に関する特別委員会

日時 平成2年9月3日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 井形委員長

東野, 前川, 吉田, 高安, 松浦各委員

堀, 高久, 小椋, 柿本各専門委員

(文部省) 草原医学教育課長

井形委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち, 新たに委員になられた塩野谷祐一橋大学長(欠席)及び文部省の草原医学教育課長の紹介があった。

[議事]

### 1. 報告事項

文部省の草原医学教育課長から, 前回(2. 5)以降の医学教育に係る諸問題について, 概ね次のように説明があった。

#### (1) 平成3年度医学教育関係概算要求主要事項別表(配付資料)

その主な点は, 講座の増設, 医療技術短大の創設, 診療科の新設, 週休2日制40時間勤務を目的とした病棟看護要員の要求, などである。

#### (2) 大学審議会の動向として, 大学教育部会・大学院部会の「審議の概要(その2)」(配付資料), 医学・歯学関係者との懇談における主な意見(配付資料)

その主な点は, ⑦進学課程と専門課程の取り扱い ①単位制と授業時間制 ②医(歯)学系大学院の入学資格の弾力化 ⑤学位制度の見直し, 等である。

#### (3) 厚生省関係について

##### ⑦臨床実習検討委員会の設置(配付資料)

この委員会は本年4月に発足し, 卒前臨床実習の実態についてのアンケート調査, 諸外国の卒前臨床実習の実態調査, 法律的にみた臨床実

習の実技限界の考え方などを近く中間報告にまとめる予定になっている。

##### ①医師国家試験改善検討委員会(配付資料)

この委員会は本年3月に発足し, 試験実施時期の繰り上げなどについて, 小委員会を設けて検討中である。

②臨床研修病院の指定基準を見直す目的で, 医療関係者審議会臨床研修部会のなかに, 臨床研修機能小委員会(配付資料)が近く設置される予定である。

③医療法の一部を改正する法律案(配付資料)が, さきの国会に提出されたが継続審議の扱いになっている。

その主な点は, 特定機能病院や長期入院を要する療養型病棟群を設け, これを制度化することである。

④臨時脳死及び臓器移植調査会(脳死臨調)が, この3月に発足し, 学識経験者とのヒアリングや国内および諸外国の実情視察などを行っている。

(4) 国際的な保健医療協力を進めることを目的として, 文部省・厚生省・外務省の間で連絡会議が設けられ, 中間報告が近く公表されることになっている。

(5) 中東における平和回復活動に係る我が国の貢献等について(配付資料)は, 去る8月29日閣議で了解された。

了解事項の中で, 医療面での協力をを行うため

100名を目途として医療団を緊急に派遣しうるよう速やかに体制を整備し、養成することとなっている。

このことを受けて、高等教育局長名で各大学の対応方について検討されたい旨の通知がでていますが、派遣編成の仕方、派遣職員の身分の取り扱いなどの諸問題や諸条件などを外務省を中心として関係省庁で検討中であり、これがあまり次第各大学へお知らせすることになっている。

以上の説明について、前川委員より臨床実習検討委員会、また井形委員長から臨時脳死および臓器移植調査会における審議状況について補足的な説明があった。

以上の説明ののち、概ね次のような質疑応答、意見交換があった。

- 医学部の中に医学科以外の看護学科などを計画している大学もあるようだが、医学部の学生定員を減らす方針のなかにあつて、このようなコ・メディカルな学科の増設要求に対してどのように対応されるのか。
- 看護系の教育については、従来専門学校を短大にする施策のなかで対応してきたが、今後は4年制の看護教育に拡充していく必要があるのではないかと考えており、各方面からも、医療が高度化し複雑化している現在、看護婦の果す役割りは広範にわたり高度な知識や技術が要求される時代になったので、これに見合った看護婦を養成するためには4年制の教育が必要であるとの強い要望や陳情が非常に多い。従つて、来年度の概算要求からは4年制大学の動きが徐々にでてくるものと推察される。

4年制の場合、医学部のなかの一つの学科

とする方法と、医学部と並列した独立の学科とする方法があるが、各大学にはそれぞれ独自の事情があると思われるので、現時点ではまだどちらにしなければならぬという考え方はもっていない。しかし、現在の短大を全部4年制大学に改めるということではなく、個々の大学における検討状況をふまえてということになるであろう。また、高度の看護教育を行うということは、従来の短大や専門学校の看護教育を含めた各種の看護教育を否定するものではなく、各種看護教育の仕組みがあつてその中で高度な看護教育を充実させていくことが、今後の課題となるのではないかと考える。

- 看護教育はいろいろな問題を抱えているが、その一つに準看護婦の存在を今後、どのように扱うかという問題がある。一方、一般的には看護要員の教育というのは、国際的にみれば4年制大学であり、我が国でもこのような方向に向つていく必要がある。
- 4年制大学の看護科は、初期の頃は看護教育の指導者を養成するとのうたい文句であつたが、最近では看護業務を行う看護婦を養成することになってきているので、ここらあたりで看護学というものを整理する段階にきているのではなからうか。
- 米国では看護大学の志願者が近年減る傾向にあり、我が国でも将来優秀な女性の志望が少なくなるのではないかと考えるので、看護教育の学校を改善するとともに、卒業してからの処遇問題も考えておかないと我が国の医療を支える大きな力の一つが崩壊するおそれがある。
- 現在の医療技術短期大学は看護学科ばかりでなく、それ以外の学科もあるので、これ等

の学科からも4年制大学への要求がでてくると思われる。

- 単位制の問題であるが、臨床実習を単位制にするということは、実習患者の病状によって実習時間が違うので、具合が悪いのではないのか。
- 学部学生の段階で他学部との単位互換をすることは、医学教育の一貫性がなくなるのではなからうか。
- 単位互換制を導入することによって医(歯)学教育の活性化に役立つと思われる。

## 2. 医(歯)系大学院に関する諸問題について

初めに、委員長から次のように述べられた。

さきほど草原課長から、大学審議会の審議概要についても説明があったが、医(歯)学系大学院のあり方をめぐる学位問題、飛び級問題などは、卒後臨床研修問題にも関連してくるとともに、基礎医学へ進む学生が少なくなっている現状をどのように克服するかという問題にもつながり、大学院の今後の動向にも影響を与える問題でもあるので、医(歯)学系大学院の現状がどのようになっているのか、どのような型が理想的であるのかなどについてアンケート調査し、その結果を大学審議会の審議に反映させたいと考えている。

については、アンケート調査をすることについてご意見を伺いたいが、併せて、論文博士制度についても、その存在が大学院進学者の意欲を妨げているので廃止してはどうかという考え方が一部にあるので、この点についてもご審議を

お願いしたい。

ついで概ね次のような意見の交換があった。

- 大学審議会の医学・歯学関係者との懇談会で、4年制学部の所謂飛び級問題に対応して医学系・歯学系でも5年終了の段階で医(歯)学系大学院へ進学する途を開くことについて意見を求められたので、医(歯)学系大学の実情は臨床実習を始めるのが5年生で終りが6年生であり、5年生の段階で大学院へ進むことになれば臨床実習が中途半端になるので適切ではないと申し上げた。ただ、これが大学院を充実することに関連するのかが問題である。アンケート調査は賛成である。
- 大学院へ進学しないで企業に入社してからも論文博士の学位は取得できるが、その審査をするのが大学院であり、論文博士も課程博士も同じ評価基準で審査しているので、大学院入学者が減少傾向にあることと論文博士存廃の問題は別の次元の問題ではなからうか。

以上のような意見交換ののち、委員長からアンケート調査の実施について諮り、了承された。

このアンケート原案は委員長が作成し、これを各委員へ送り了解を得たうえ、医(歯)系大学院をもつ大学へ調査依頼することとした。

## 3. 委員の選出について

中井準之助前委員(浜松医科大学長)の学長任期満了に伴う後任委員として俵寿太郎高知医科大学長を選出した。

## ／ 諸 会 合 ／

平成2年7月～9月

- |         |       |                    |
|---------|-------|--------------------|
| 7月5日(木) | 14:00 | 国公立大学入試問題連絡協議委員会   |
| 6日(金)   | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会    |
| 9日(月)   | 14:00 | 学術情報特別委員会          |
| 19日(木)  | 13:30 | 第5常置委員会小委員会        |
| 27日(金)  | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会専門委員会 |
| 28日(土)  | 10:30 | 教養課程に関する特別委員会      |
|         |       |                    |
| 8月7日(火) | 10:30 | 第1常置委員会            |
| 8日(水)   | 13:30 | 第2常置委員会            |
| 9日(木)   | 13:30 | 学術情報特別委員会          |
| 27日(月)  | 10:30 | 第1・第6常置委員会合同会議     |
|         | 13:30 | 第1常置委員会打合せ会        |
| 28日(火)  | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会専門委員会 |
| 31日(金)  | 13:30 | 大学院問題特別委員会         |
|         |       |                    |
| 9月3日(月) | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会      |
| 7日(金)   | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会    |
| 10日(月)  | 13:30 | 第4常置委員会小委員会        |
| 17日(月)  | 11:00 | 教養課程に関する特別委員会専門委員会 |
|         | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会      |

# 要 望 書

## 人事院勧告の取り扱いに関する要望書

平成2年10月8日  
国立大学協会会長  
有馬 朗人

人事院による国家公務員の給与勧告が、労働基本権制約の代償措置として、また国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現に大きく寄与していることは周知の事実であります。

この数年間は関係者の努力により、勧告どおり給与の改定が行われ、これにより各大学においても職員の勤務意欲の向上や労使の信頼関係の保持等の点で好ましい影響がもたらされており、今年度の勧告の完全実施に対する期待には更に大きなものがあります。

もとより、当国立大学協会は、国の財政が極めて厳しい状況におかれていることも十分に承知しているところであり、各大学においては、過去数次にわたる定員削減及び行政経費の節減・抑制についても不断の努力を重ねております。

現在、国立大学においては、21世紀を目指す教育改革の一環として、高等教育及び学術研究の高度化の積極的推進が重要課題とされており、またこれが国民的期待でもあると考えます。これらの課題への積極的な取り組みを期待するためにも、大学教職員の適切な処遇を確保することが必要であり、このことがひいては優秀な人材を確保し、将来にわたる我国の高等教育及び学術研究の進展に寄与するものと確信いたします。

上記の理由により、国立大学協会は、本年度においても昨年と同様に、人事院勧告が完全に実施されることを強く要望する次第であります。

# そ の 他

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
東 北 大 学	大谷 茂盛	西澤 潤一
山 形 大 学	久佐 守	坪井 昭三
名古屋工業大学	太田 正光	吉田 彌智

### ○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第5常置委員会	太田 正光(名古屋工業大学長)	角田 稔(電気通信大学長)
教養課程に関する特別委員会	久佐 守(山形大学長)	竹内 正幸(埼玉大学長)

### ○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
教養課程に関する特別委員会	林 正道(北見工業大学長)	平林 眞(北見工業大学長)
//	川井 健(一橋大学長)	塩野谷祐一(一橋大学長)
//	丸井 文男(愛知教育大学長)	將積 茂(愛知教育大学長)
//	栗屋 和彦(山口大学長)	三分一政男(山口大学長)
//	遠藤 尚(宮崎大学長)	池田 一(宮崎大学長)
医学教育に関する特別委員会	中井準之助(浜松医科大学長)	俵 壽太郎(高知医科大学長)

## 国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
  - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
  - 第3 “ （学生の厚生補導）
  - 第4 “ （教職員の待遇改善）
  - 第5 “ （大学間の協力）
  - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 学術情報特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
  - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会

## 編集後記

- \* 秋も日増しに深まり、朝夕は冷気身に沁みる頃となりました。恒例の秋の総会も間近に迫り、事務局一同多忙な日々を送っております。
  - \* 入試制度も一応落ち着き、現在は、大学審議会への対応、国立大学の研究教育条件の抜本的改善、等国大協が当面する重要課題に対する論議が活発に展開されています。秋の総会でもこれらの問題が主要な議題として大いに論じられるものと思われます。
  - \* 本号の「エッセー」には、阿南筑波大学長の“挑戦されている日本の大学”及び“つくば大学院大学の夢”の二題を掲載することができました。ご多忙のところご執筆下さった先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。
  - \* 向寒の折柄、各位の一層のご自愛をお願い申し上げます。(H)
- 会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成2年11月10日 印刷  
平成2年11月13日 発行 (非売品)

# 会 報 第130号

(第40巻第4号 通巻第130号)

編集兼 平 間 巖  
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03(812)2111 内線(7950・7951)

03(813)0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社